

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 1 2 問 }  
無線工学 2 4 問 } 3 時間

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

[ 1 ] 固定局の予備免許中における工事落成の期限の延長、工事設計の変更等に関する次の記述のうち、電波法（第 8 条及び第 9 条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、予備免許の際に指定した工事落成の期限を延長することができる。
- 2 予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- 3 予備免許を受けた者が工事設計の変更をしようとするときは、その変更は、周波数、電波の型式、空中線電力又は実効輻射電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第 7 条（申請の審査）第 1 項に規定する無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致するものでなければならない。
- 4 予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

[ 2 ] 次の記述は、無線局に関する情報の提供について述べたものである。電波法（第 2 5 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、 A その他総務省令で定める場合に必要とされる  B を行おうとする者の求めに応じ、当該調査を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であって総務省令で定めるものを提供することができる。
- ② ①の規定に基づき情報の提供を受けた者は、当該情報を  C ならない。

A	B	C
1 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合	電波の利用状況調査	他人に利益を与え、又は他人に損害を加える目的に使用しては
2 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合	混信又は輻輳に関する調査	①の調査の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供しては
3 免許人が電波の能率的な利用に関する調査を行う場合	電波の利用状況の調査	①の調査の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供しては
4 免許人が電波の能率的な利用に関する調査を行う場合	混信又は輻輳に関する調査	他人に利益を与え、又は他人に損害を加える目的に使用しては

[ 3 ] 送信空中線の型式及び構成として適合しなければならない条件に関する次の記述のうち、無線設備規則（第 2 0 条）の規定に照らし、この規定の定めるところに適合しないものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 整合が十分であること。
- 2 満足な指向特性が得られること。
- 3 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- 4 発射可能な電波の周波数帯域がなるべく広いものであること。

[4] 次の記述は、人工衛星局の条件について述べたものである。電波法（第36条の2）及び電波法施行規則（第32条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により  **A** ことのできるものでなければならない。
- ② 人工衛星局は、その  **B** を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、総務省令で定める人工衛星局については、この限りでない。
- ③ ②の総務省令で定める人工衛星局は、対地静止衛星に開設する  **C** とする。

A	B	C
1 空中線電力を低下する	周波数	人工衛星局以外の人工衛星局
2 空中線電力を低下する	無線設備の設置場所	人工衛星局
3 電波の発射を直ちに停止する	周波数	人工衛星局
4 電波の発射を直ちに停止する	無線設備の設置場所	人工衛星局以外の人工衛星局

[5] 次の記述は、「スプリアス発射」及び「帯域外発射」の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「スプリアス発射」とは、 **A** 外における1又は2以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで  **B** することができるものをいい、 **C** を含み、帯域外発射を含まないものとする。
- ② 「帯域外発射」とは、 **A** に近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものをいう。

A	B	C
1 必要周波数帯	除去	高調波発射及び低調波発射
2 必要周波数帯	低減	高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積
3 送信周波数帯	低減	高調波発射及び低調波発射
4 送信周波数帯	除去	高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積

[6] 次の記述は、主任無線従事者の講習の期間等について述べたものである。電波法施行規則（第34条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、主任無線従事者を  **A** に  **B** に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ② 免許人は、①の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から  **C** に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

A	B	C
1 選任しようとするときは、当該主任無線従事者に選任の日前6箇月以内	無線設備の操作の監督	3年以内
2 選任しようとするときは、当該主任無線従事者に選任の日前6箇月以内	電波法及びこれに基づく命令	5年以内
3 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内	無線設備の操作の監督	5年以内
4 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内	電波法及びこれに基づく命令	3年以内

[7] 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）及び電波法施行規則（第50条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 無線局は、 **A** 又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその  **B** その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。

注 電波天文業務とは、宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。以下同じ。

② ①に規定する指定に係る受信設備は、次に掲げるもの（ **C** するものを除く。）とする。

- (1) 電波天文業務の用に供する受信設備
- (2) 宇宙無線通信の電波の受信を行う受信設備

<b>A</b>	<b>B</b>	<b>C</b>
1 他の無線局	運用を阻害するような混信	移動
2 他の無線局	受信を不可能とするような混信	固定
3 放送の受信を目的とする受信設備	運用を阻害するような混信	固定
4 放送の受信を目的とする受信設備	受信を不可能とするような混信	移動

[8] 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条）の規定に照らし、この規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。

- 1 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してはならない。
- 2 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 3 無線通信の業務に従事する者は、特定の相手方に対して行われる暗語による無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数を使用して行われるいかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

[9] 次の記述のうち、総務大臣が無線局の無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合しないと認めるときに当該無線設備を使用する免許人に対して行うことができる処分<sup>1</sup>に該当するものはどれか。電波法（第71条の5）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許を取り消すことができる。
- 2 当該無線設備の使用を禁止することができる。
- 3 技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。
- 4 3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

[10] 次の記述は、無線局の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、 **A**、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備等（無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類をいう。以下同じ。）を検査させる。
- ② ①の検査は、当該無線局（注1）の免許人から、①の規定により総務大臣が通知した期日の **B**前までに、当該無線局の無線設備等について登録検査等事業者（注2）（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。）が総務省令で定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類が電波法の関係規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があったときは、①の規定にかかわらず、 **C**することができる。

注1 人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。以下同じ。

注2 登録検査等事業者とは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

	A	B	C
1	毎年1回	3月	省略
2	毎年1回	1月	一部を省略
3	総務省令で定める時期ごとに	1月	省略
4	総務省令で定める時期ごとに	3月	一部を省略

[11] 無線局の免許人が国に納めるべき電波利用料に関する次の記述のうち、電波法（第103条の2）の規定に照らし、この規定の定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して**30日**以内及びその後毎年その応当日（注1）から起算して**30日**以内に、当該無線局の起算日（注2）から始まる各**1年**の期間について、電波法別表第6において無線局の区分に従って定める一定の金額を国に納めなければならない。

注1 応当日とは、その無線局の免許に該当する日（該当する日がない場合は、その翌日）をいう。以下同じ。

注2 起算日とは、その無線局の免許の日又は応当日をいう。

- 2 免許人は、電波利用料を納めるときには、その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納することができる。
- 3 総務大臣は、電波利用料を納めない者がいるときは、督促状によって、期限を指定して督促しなければならない。
- 4 総務大臣は、電波利用料の督促を受けた者が指定された期限までに電波利用料を納めないときは、その督促に係る無線局の運用の停止を命ずることができる。

[12] 次の記述のうち、免許状に記載した事項に変更を生じたときに免許人が執るべき措置に該当するものはどれか。電波法（第21条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 2 **1**箇月以内に総務大臣にその旨を届け出なければならない。
- 3 速やかに免許状を訂正し、総務大臣にその旨を報告しなければならない。
- 4 免許状を訂正することについて、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。